

日本女子大学 セクシユアル・ハラズメント等防止宣言

セクシユアル・ハラズメント等の防止・排除のために

日本女子大学が「セクシユアル・ハラズメント防止委員会」を設けて、自覚的に性差別暴力の排除に取り組むことになったのは、1999年のことです。爾来10年、社会の意識も大きく変わり、性差にもとづく発言・行為にもこまやかな配慮が届くようになってきました。

その一方で、これまで行為者や周囲が気づかなかつた、あるいは被害者側で致し方のないこととして我慢してきた、性的とは言えない暴力が、狙上に乗ってきたのです。すなわちアカデミック・ハラズメントやパワー・ハラズメントと云われる暴力です。従来ともすれば、教員と学生の間で、上司と部下の間で、教育やしつけに名を借り、不当な利益侵害や差別、人格否定などが見逃されてきました。そうした環境は、今やどこでも、地球上の人類すべてが基本的人権を保障されるべき21世紀社会において、もはや許されることではありません。

創立以来、女性の人権擁護や自由平等を掲げ、革新の先頭にたってきた本学は、いかなる隠微な弱者の苦しみも見逃すことなく、力の格差による暴力や差別を排し、勉学・研究・業務にいそしむ学生や研究者、教職員それぞれの権利を守り、真に平等で明るい環境を作りあげてゆくことを宣言します。

2008年4月1日
日本女子大学

ハラズメントを 起こさないために

女性も男性も、相互に一人の人間として尊重する。

日常生活において、両性の対等な関係を形成する。

誤解を招かないよう、
よりよいコミュニケーションを心がける。

●相談窓口、掲示板の位置

●相談窓口 ★掲示板

目白キャンパス



西生田キャンパス



日本女子大学ハラズメント相談の手引き

〒112-8681 東京都文京区目白台 2-8-1
日本女子大学ハラズメント防止対策委員会
TEL/FAX (03) 5981-3737 (直通) 担当理事室

ハラズメント
相談の手引き



WE ENCOURAGE YOU TO CONTACT US.

あなたが
ハラスメントを
受けたと感じたら

- 決して一人で悩んだり我慢しないで、周囲の人に相談しましょう。
- 勇気をもって「嫌だ」という意思を言葉や態度で伝えましょう。
- 相手に明確な意思表示ができなかったからといって落ち込まないでください。そのために相談機関があります。
- 「相談員」に連絡しましょう。秘密厳守で、相談にのってくれます。また、「相談員」への連絡は、「相談窓口」でも受け付けます。
- あなたが受けたハラスメントと思われる行為について、日時・場所・何をされたかなど、記録をとっておきましょう。問題解決に役立ちます。

友人が
ハラスメントを
受けていたら

- 友人の相談にのりましょう。友人を精神的に支えながら、一緒に考え、対策をたてましょう。
- 「相談員」に相談に行くことをすすめましょう。もし必要ならば同行してあげましょう。
- 必要ならば証人になりましょう。

あなたの相談が、日本女子大学の人権環境の改善に役立ちます。

ハラスメントとは？

ハラスメントは人権侵害です!!
ハラスメントには、主に次の3つの種類があります。

セクシュアル・ハラスメント

相手が望まない性的な意味合いをもつ言葉や行為を指す。
地位や立場の違いを利用して、利益または不利益を条件に、はっきりと、またはほのめかしながら、相手方に性的な誘い・要求を行うことや、はっきりした不利益は伴わないが、性的な含意のある言動により、相手方に不快感や精神的苦痛を与えること。

たとえば…

- 必要もないのに身体に触ったり、じっと見たりする。
- 望まない性的要求や交際の誘いをし、拒否すると嫌がらせをする。
- 目立つところにヌードポスターを貼り、まわりに不快感を与える。

アカデミック・ハラスメント

教員等の優越的地位にある者が、その指導を受ける者に対して、優位な立場や権限を利用または逸脱した教育上不適切な言動、指導又は待遇を指す。
教員と学生の間であれば、指導教員からの退学・留年勧奨、指導拒否、指導上の差別行為等が、また、権限ある同僚等による研究妨害や昇任差別、退職勧奨などが考えられる。

たとえば…

- 研究テーマの押しつけなど本人の自主性を認めない行為。
- 正当な理由なしに退学を促す。
- 必要のない深夜や休日の指導を強要する。

パワー・ハラスメント

職務関係などで上位の立場の者が、優位な地位を背景に、部下や同僚の職務上の権利を侵害したり、人格的尊厳を傷つけたりする、不適切で不当な言動、指導又は待遇を指す。

たとえば…

- 言葉や態度による暴力や八つ当たり。
- 解雇等の可能性をちらつかせ一人では出来そうもない作業の要求をする。
- 本人のいないところで、他の人に、欠点やミス、陰口を言いふらす行為。

まず相談員に連絡をしてください

◎相談員

大学教員 9名(目白7名、西生田2名)
 附属校教員 4名(目白2名、西生田2名)
 職員 4名(目白2名、西生田2名)
 学外相談員 1名

(相談員の名前と連絡先は、JASMINE-Naviに掲載されています)

どの「相談員」でもかまいません。まず電話で相談にいく日時の予約を取ってください。手紙、E-mail、FAXでもかまいませんが、その場合は氏名と連絡先を明記してください。秘密は厳守されますので安心して名乗ってください。

「相談窓口」を通してでも相談員に連絡がとれます。

「相談員」は、あなたの悩みや疑問を親身に聞き、あなたの納得のいく解決が得られるよう一緒に考えます。必要ならば「相談員」を替えることもできます。

相談と解決への流れ



「相談員」からの報告を受けて、ハラスメント防止対策委員会が問題解決の方法を検討し実施します。必要に応じて、調査委員会が設けられます。秘密を厳守して適正・公正な解決策がはかられます。



加害が確認された場合には、加害者は就業規則による懲戒の対象とされます。



被害者に対しては、結果が報告され、心理的支援もふくめ、できる限りの救済がはかられます。

